

令和4年度「茨城県最低賃金の改正決定について」の答申を受けました！

令和4年8月5日



最低賃金審議会において、清山会長(写真 左)から答申文を受ける下角局長 (写真 右)

茨城労働局長は、最低賃金の改正決定について、審議を重ねてきた茨城地方最低賃金審議会会長(会長・清山玲茨城大学教授)から、本年8月5日、茨城県最低賃金を時間額 911 円(現行 879 円)に改正し、本年 10 月1日から施行するよう答申を受けました。

【問合せ先】

茨城労働局労働基準部賃金室

TEL:029-224-6216